

中国における確定申告及び日本への一時帰国者の個人所得税の取り扱い

2021年2月9日に国家税務総局より「2020年度個人所得税の確定申告の事項の公告」(国家税務総局公告2021年第2号)が公表され、当該公告には2021年3月1日から2021年6月30日の期間が確定申告の受付期間であることや確定申告の対象者など手続きの概要が掲載されています。

当該公告に記載された確定申告の対象者は以下のとおりです。

①	既に源泉徴収により納付された税額が過大であるため還付を申請する方
②	年間の総合所得収入(給与、労務報酬、原稿料、特許権使用料)が120,000人民元超、かつ、追納税額が400人民元超の方

2020年はコロナウィルスが流行し、赴任先の中国から日本に一時帰国された期間が長期となった方もいらっしゃると思います。中国から日本へ一時帰国された場合など、日本・中国の個人所得税の課税については以下のとおりです。

想定されるケース ※1	中国滞在日数	中国の取り扱い ※2	日本の取り扱い
① 中国へ赴任された方	183日以上	居住者として中国国内の源泉所得の課税。	1年以上の赴任期間である場合、赴任前に生じた日本国内の源泉所得について居住者として課税(赴任前に年末調整または準確定申告が必要。)
	183日未満	非居住者として中国国内の源泉所得のみ課税。	
② 日本へ帰任された方	183日以上	居住者として中国国内の源泉所得の課税。	帰任後に生じた日本国内の源泉所得について居住者として課税。
	183日未満	非居住者として中国国内の源泉所得のみ課税。	
③ 日本へ一時帰国された方	183日以上	居住者として中国国内の源泉所得の課税。	納税者の状況により異なる(※3)。
	183日未満	非居住者として中国国内の源泉所得のみ課税。	
④ 中国に滞在され、一度も日本に戻っていない方	183日以上	居住者として中国国内の源泉所得の課税。	一般的に課税なし。
⑤ 中国に出張等でお越しになられた方	183日未満	租税条約の免税規定(※5)を適用できない部分は、非居住者として国内源泉所得の課税。	居住者として全ての所得(国内・国外)が課税。



- ※ 1 上記の取り扱いは日本本社側で役員報酬の受取はないこと、日本以外の滞在期間は中国の滞在期間であることを前提としています。
- ※ 2 2019 年から数えて中国における居住者の年数が 6 年未満の方が受け取る国外源泉所得（かつ、中国内の組織が負担していない）は、中国では居住者であっても個人所得税が免税されます（財政部、税務総局公告 2019 年第 34 号）。
一方で、赴任前・帰任後・一時帰国中など中国に滞在していない期間でも中国法人より支給された給与がある場合には、中国において課税がされる可能性があります。
- ※ 3 普段、中国に駐在している方（日本の非居住者）が一時帰国した場合でも出向契約が継続している限り、一般的に日本においては非居住者として扱われます。一時帰国者の課税上の取り扱いについて、日本の国税局より以下のとおり公表されています（この取り扱いはコロナウイルス流行前も適用されていた取り扱いです。通常時も日本に出張で帰国した場合には同じ扱いとなる点にご留意ください。）。

支給内容	日本における課税
留守宅手当（※4）	日本法人が支払う留守宅手当は日本で課税（源泉徴収税率 20.42%）。
一時帰国期間中の給与	免税規定（※5）の適用が可能な場合は、日本では免税。
	免税規定（※5）の適用が不可能な場合は、日本で確定申告。

- ※ 4 留守宅手当とは、一般的に海外子会社に出向する場合に、親会社で働いていた場合の給与と海外子会社で働く場合の給与の差額分の手当のことを指し、親会社が支給します。
- ※ 5 免税規定（日中租税条約、短期滞在者の免税規定）の条件は以下のとおりです。

①	出張先での滞在期間が暦年 183 日以内。
②	出張先から報酬が支払われていない。
③	出張先の恒久的施設が報酬を負担していない。

フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲 19 号楼 嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州工業園区華池街 88 号 晉合広場 2 号 11 F 1176 室 電話：+86-512-8916-5176 担当：坂林 (SAKABAYASHI) mi.sakabayashi@faircongrp.com
上海総公司 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店 (上海) 601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com	広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路 12 号 高德置地冬広場 H 座 1501 室 V80 電話：+86-20-3268-9966 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com
深セン分公司 深圳市福田區深南大道 4019 号 航天大廈 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com	

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。